

# ケーブルプラス電話規約

## (規約の適用)

第1条 松阪ケーブルテレビ・ステーション株式会社（以下「当社」という）は、KDDI株式会社及びJCOM株式会社（以下、あわせて「KDDI等」という）が規定する「ケーブルプラス電話サービス契約約款」（以下、「約款」という）により提供される「ケーブルプラス電話サービス」（以下、「本サービス」という）の設備の設置・保守及び請求等を、当社の定める「ケーブルプラス電話規約」（以下、「本規約」という）により行うものとします。

## (本規約の変更)

第2条 当社は、必要に応じて本規約を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の本規約によるものとします。  
2 当社が別に定めることとしている事項については、随時変更することがあります。

## (契約の成立)

第3条 当社は、当社を通じ、本サービスの申し込みがあったときは、KDDI等が受けた順序にしたがって契約を承諾します（以下、契約成立後の当該申込者を「契約者」といいます）。  
2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、KDDI等を通じ、申し込みを承諾しないことがあります。  
(1) ケーブルプラス電話接続回線（以下、「電話接続回線」という）を設置し、又は保守することが技術上困難なとき。  
(2) 申し込みをした者が、本サービスに係る料金（以下、「電話サービス料金」という）又は工事に関する費用等の支払を怠る恐れがあるとき。  
(3) その他当社の業務上支障があるとき。

## (設備の施工)

第4条 当社は、本規約に基づき、KDDI等の本サービスの提供を受けるにあたって必要となる設備の設置、その工事及び保守等の一部を、当社所定の機器、工法などにより当社又は当社が指定する業者が行うものとします。  
2 設備の設置、保守の工事を行うために必要があるときは、契約者の承諾を得て契約者が所有又は占有する敷地、家屋、構築物等に立ち入り、又はこれら及び電気・水等を無償で使用できるものとします。この場合において、地主、家主その他利害関係人があるときは、契約者はあらかじめその承諾を得ておくものとし、利害関係人との交渉に関して責任を負うものとします。  
3 共同住宅などの共聴施設により契約者が本サービスの提供を受ける場合は、別途協議するものとします。

## (端末接続装置の貸与)

第5条 当社は、当社が提供するケーブルプラス電話を利用するために必要な機器である端末接続装置を加入者に貸与します。端末接続装置に故障が生じた場合には、当社は無償にてその修理、交換、その他必要な措置を講ずるものとします。また解約時に加入者は当社へ端末接続装置を返還するものとします。なお、加入者は端末接続装置を本来の用法にしたがって使用するものとし、故意又は過失により端末接続装置を破損、滅失した場合には、別表に定める損害金を支払うものとします。

## (債権の譲受等)

第6条 当社は、KDDI等と本サービスに係る契約を締結している契約者に、その約款等に定めるところにより当社に譲り渡すこととされたKDDI等の債権を譲り受け、当社が請求することを承認していただきます。この場合、当社及びKDDI等は、契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

## (料金)

第7条 契約者は、各月の電話サービス料金及び別表に定める工事費等を金融機関の預金口座振替による方法で、当社の定める期日迄に毎月支払いを行うものとします。  
2 本サービスの解約に際しては、料金の払い戻しは致しません。  
3 契約者が、電話サービス料金又は工事費等の支払を怠ったときは、各支払期日の翌日から支払金額に対して完済の日に至るまで、実質年率14.5%（ただし、1年を365日とする）の割合による遅延損害金を支払うものとします。  
4 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

## (契約者に係る情報の利用)

第8条 当社は、契約者に係る氏名若しくは名称、電気通信番号、住所若しくは居所又は請求書の送付先等の情報を、約款等の規定に係る業務の遂行上必要な範囲で利用します。  
2 当社は契約者の個人情報について、当社が定める「個人情報保護方針」に基づいて適正に取り扱うものとします。  
3 契約者の個人情報の取り扱いについて必要な事項は、当社が定める「個人情報の保護に関する宣言」において公表するものとします。

## (債権「本サービス利用料金」の保全)

第9条 当社が債権（本サービス利用料金）の保全に際して必要と認めた場合は、契約者に対して、契約者の住所及び氏名が確認できる書類、その他債権保全に必要な書類の提出を求めることができるものとします。

## (債権回収代行会社への回収業務の委託)

第10条 契約者が本サービス契約に基づく債務の支払を怠った場合は、当社がサービサー法（債権管理回収業に関する特別措置法）により認可された債権回収代行会社へ本サービス利用料金等の債務の回収業務を委託する場合があります。これを契約者は予め承諾するものとします。

## (契約者が行う契約解除)

第11条 契約者は、本サービスの契約解除を希望する時は、当社を通じ本サービス契約の解除通知を行うものとします。  
2 契約者は、当社を通じ本サービス契約を解除しようとする場合、解除を希望する10日以上前に、文書により当社に申し出るものとします。

## (KDDI等が行う契約解除)

第12条 当社は、次の場合には、KDDI等を通じ、その利用契約を解除することがあります。  
(1) 本サービス料金又は工事費その他の債務について支払期日を経過してもなお支払わない又は支払わない恐れのあるとき。  
(2) 契約の申し込みに当たって、事実と反する記載を行ったこと等が判明したとき。  
(3) 当社が契約に基づき設置した電気通信設備を移動、取り外し、変更、分解、若しくは損壊、又はその設備に線条その他の導体を連絡したとき。  
(4) 電気通信回線の地中化等、当社又は契約者の責に帰すべからざる事由により当社の電気通信設備の変更を余儀なくされ、かつ、代替構築が困難で電話サービス継続が出来ないとき。  
(5) 本規約又はKDDI等が定める約款に違反した又は違反する恐れがある場合。  
(6) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。尚、契約者は契約解除にともない債務の履行を免除されるものではありません。

## (届出事項の変更)

第13条 契約者は、本サービスの申込書の記載内容に変更があった場合には、速やかに当社所定の用紙により当社へ通知するものとします。ただし、当社が適当と認めた場合には、電話連絡により届出することができるものとします。  
2 前項の届出を怠ったことに起因する損害等について、当社は一切の責任を負わないものとします。

## (紛争の処理)

第14条 本サービスは、日本国の国内法に準拠するものとし、契約により生じる一切の紛争等については、津地方裁判所を管轄裁判所とします。

## (定めなき事項)

第15条 本規約に定めなき事項が生じた場合は、当社の契約者は契約締結の主旨に従い、誠意をもって協議の上、解決に当たるものとします。

## (附則)

第16条 当社は特に必要があるときは、この本規約に特約を付することができるものとします。  
2 本規約は、2024年1月1日より施行します。

## 別表

1. 工事費	料金額
引込工事費(標準)	16,500円
ケーブルプラス電話工事費(標準)(*1)	16,500円
引込線撤去工事費(標準)(2022年6月30日までの加入者)	5,500円
引込線撤去工事費(標準)(2022年7月1日以降の加入者)(*2)	5,500円

(\*1) 宅内の配線工事により追加工事が必要な場合、費用はお客様負担となります。  
(\*2) サービス開始日の属する月の翌月から解約日の属する月までの契約期間が24か月を経過していない場合に、その未経過月数を24か月で除して得た率を料金額に乗じて請求します。

2. 損害金	料金額	
ケーブルプラス電話用ホームゲートウェイ	15,000円/台	
D-ONU	FTE6083-BAN、FTE6083-BAL	8,000円/台
	BFW200-L、BFW6011-BAL	15,000円/台
	FTE7757-BAX	25,000円/台